## 審査基準

令和7年3月1日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第9条の9第1項

処分の概要:練習射撃場の指定

原権者(委任先):三重県公安委員会

## 法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)、第47条第1号・ 第2号ハ(教習射撃場の管理者及び管理方法の基準)、第63条(練習射撃場の管理者 及び管理方法の基準)、第50条(教習射撃場の指定の申請の手続)、第64条(練習射 撃場の指定の申請の手続)

## 審 査 基 準:

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、練習射撃場 の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射 撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等 の経験をいう。

標準処理期間:30日以内

申 先: 当該射撃場の所在地を管轄する警察署の生活安全課(生活安全刑 請

事課)

問い合わせ先:三重県警察本部生活安全部生活安全企画課(059-222-0110)

又は警察署の生活安全課(生活安全刑事課)

備 考: